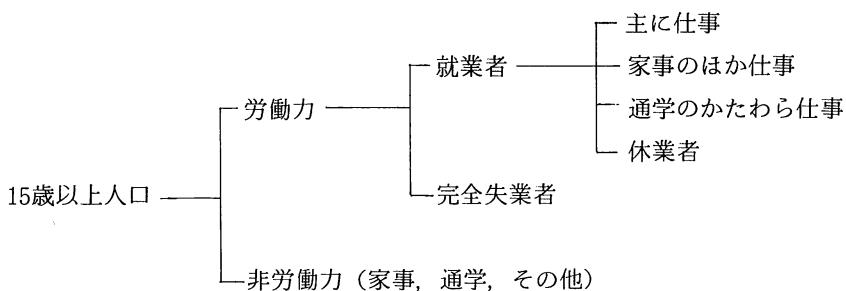


IV 用語の説明

1 労働力状態

昭和60年国勢調査調査票では、昭和60年9月24日から30日までの1週間（以下、「調査週間」という。）の事実に基づいて、「仕事をしたかどうかの別」を「主に仕事」、「家事などのほか仕事」、「通学のかたわら仕事」、「仕事を休んでいた」、「仕事を探していた」、「家事」、「通学」、「その他（幼児、老齢など）」の8区分で調査した。これに基づき結果表章上は15歳以上の人口について次のように区分した。



各区分を解説すると、次のとおりである。

労働力—後述の就業者と完全失業者を合わせて労働力とした。

就業者—調査週間中、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入など収入（現物収入を含む。）になる仕事を少しでもした人のほか、収入になる仕事をもってはいるが、調査週間中、少しも仕事をしなかった人で、次のいずれかに該当する人をいう。

- (1) 勤め先のある人で、休み始めてから30日以上にならない場合、又は30日以上による場合でも、賃金・給料をもらったか、もらうことになっている人
- (2) 個人経営の事業を営んでいる人で休業してから30日以上にならない人

主に仕事—主に勤め先や自家営業などの仕事をしていた場合

家事のほか仕事—主に家事などをしていて、そのかたわら仕事をした場合

通学のかたわら仕事—主に通学していて、そのかたわら仕事をした場合

休業者—勤め人や事業を営んでいる人が病気や休暇などで仕事を休み始めてから30日にならない場合、又は勤め人が30日以上休んでいても賃金や給料をもらうことになっている場合

完全失業者—調査週間中、収入になる仕事を少しもしなかった人のうち、仕事に就くことが可能であって、かつ職業安定所に申し込むなどして積極的に仕事を探していた人をいう。

非労働力—調査週間中、収入による仕事を少しもしなかった人のうち、休業者及び完全失業者以外の人をいう。

家事—自分の家で主に炊事や育児などの家事をしていた場合

通学—主に通学していた場合

その他—上のどの区分にも当てはまらない場合（高齢者など）

注1) 「通学」には、小学校・中学校・高等学校・高等専門学校・短期大学・大学・大学院のほか、予備校・洋裁学校などの各種学校・専修学校に通っている場合も含まれるが、幼稚園は含まれない。

注2) 従業地・通学地集計では、通学のかたわら仕事をしていた者は、就業者とする。

注3) 従業地・通学地集計では、通学者は、15歳以上としているが、昼間人口の算出に際しては、15歳未満も含める。

2 従業上の地位

昭和60年国勢調査では、「就業者」について従業上の地位を、調査週間中その人が働いていた事業所における地位によって、次の五つに区分した。

雇用者一会社員・工員・公務員・団体職員・個人商店の従業員・住み込みの家事手伝い・日雇い・臨時雇いなど、会社・団体・個人や官公庁に雇用されている人で、次に述べる「役員」でない人をいう。

役員一公社の社長・取締役・監査役、団体の理事・監事、公社や公団の総裁・理事・監事などの役員をいう。

雇人のある業主一個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士などの自由業者で、雇人がいる人をいう。

雇人のない業主一個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士・著述家・家政婦・行商從事者などで、個人又は家族とだけで事業を営んでいる人及び家庭内で賃仕事（家庭内職）をしている人をいう。

家族従業者一農家や個人商店などで、農仕事や店の仕事などを手伝っている家族をいう。

3 産業

産業は、「就業者」について、調査週間中、その人が実際に働いていた事業所の主な事業の種類（調査週間中「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん働いている事業所の事業の種類）によって、分類した。

働いていた事業所が二つ以上ある場合は、その人が主に働いていた事業所の事業の種類によった。

昭和60年国勢調査に用いる産業分類は、日本標準産業分類（昭和26年政令第127号第2条の規定に基づき、昭和26年4月統計委員会告示第6号の一部を改定した昭和59年1月行政管理庁告示第2号）を基に、これを昭和60年国勢調査に適合するよう集約して編成したものである。

昭和60年の産業分類は14項目の大分類、75項目の中分類、210項目の小分類（昭和55年国勢調査では、大分類は14項目、中分類は70項目、小分類は199項目）から成っている。

なお、本書の産業（3部門）の区分は、「日本標準産業分類」の大分類を次のように集約したものである。

第1次産業………A 農業

B 林業

C 漁業

- 第2次産業………D鉱業
- E建設業
- F製造業
- 第3次産業………G電気・ガス・熱供給・水道業
- H運輸・通信業
- I御壳・小売業、飲食店
- J金融・保険業
- K不動産業
- Lサービス業
- M公務（他に分類されないもの）

4 従業地・通学地

従業地・通学地—就業又は通学している場所をいう。従業地・通学地集計では、その場所を次のように区分して集計した。

自市区町村で従業・通学—従業・通学先が常住している市町村と同一の市町村にある場合。

自宅—従業している場所が、自分の居住する家又はそれに附属している場所である場所をいう。併用住宅の商店・町工場の事業主やその家族従業者、住み込みの使用人などがここに含まれる。また、農家や漁業の人で、自家の田畠・山林や漁船で仕事をしている場合、自営の大工、左官、行商従事者などの人が自宅を離れて仕事をしている場合もここに含まれている。

自宅外—自市区町村に従業・通学先がある者で、上記の自宅以外の場合。

他市区町村で従業・通学—従業・通学先が常住している市区町村以外にある場合。（いわゆる流出している人口を示す。）

県内—他市区町村のうち、常住地と同じ県内に従業・通学先がある場合。

他県—他市区町村のうち、常住地と異なる県に従業・通学先がある場合。

他市区町村に常住—都道府県あるいは市区町村等、一定の地域に従業又は通学する者のうち、その者の常住地が他市区町村である場合。（いわゆる従業地・通学地に流入している人口を示す。）

なお、「他市区町村で従業・通学」には、常住地が11大都市（札幌市、東京都特別区部、横浜市、川崎市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市）にある者で、従業地・通学地がその市内の他区にある者を含む。

また、ここでいう従業地とは、就業者が仕事をしている場所のことであるが、例えば、外務員、運転手などのように雇われて戸外で仕事をしている人は、所属している事業所のある市区町村を、船の乗組員（雇用者）は、その船の主な根拠地のある市区町村をその従業地としている。

昼間人口—従業地・通学地集計の結果を用い、次のようにして計算された人口である。

例えば、A市の昼間人口は、

A市の昼間人口 = A市の常住人口

$$+ \left\{ \begin{array}{l} (\text{A市外に常住する15歳以上就業者のうち従業先がA市にある者}) \\ + (\text{A市外に常住する通学者のうち通学先がA市にある者}) \end{array} \right\}$$
$$- \left\{ \begin{array}{l} (\text{A市に常住する15歳以上の就業者のうち従業先がA市外にある者}) \\ + (\text{A市に常住する通学者のうち通学先がA市外にある者}) \end{array} \right\}$$

したがって、この昼間人口には、買物客などの非定常的移動を考慮していない。

昼夜間人口比率—常住人口（夜間人口）100人当たりの昼間人口。

常住人口—調査の時期に調査の地域に常住している者をいう。

なお、この従業地・通学地集計では、年齢不詳の者を集計の対象から除外している。